

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案要綱

第二 水産資源保護法の一部改正

一 輸入防疫対象疾病にかかるおそれのある水産動物であつて農林水産省令で定めるもの等を輸入しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならないこととすること。

(第十三条の二第一項関係)

二 農林水産大臣は、検査証明書又はその写しにより輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないと認められる場合のほか、許可に当たつての命令に係る措置が実施されることにより輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれなくなると認められるときは、輸入を許可しなければならないこととすること。

(第十三条の二第三項関係)

三 農林水産大臣は、許可の申請に係る水産動物等が、輸出国の事情等からみて、検査証明書又はその写しのみによっては輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められないときは、許可をするに当たり、その申請をした者に対し、輸入防疫対象疾病の潜伏期間を考慮して農林水産省令で定める期間当該水産動物等を農林水産省令で定める方法により管理すべきことを命ずることができることとする。

ること。

（第十三条の三第一項関係）

四 許可に当たったの命令を受けた者は、その期間内に当該水産動物が輸入防疫対象疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、農林水産大臣の行う検査を受けなければならないこととすること。

（第十三条の三第二項関係）

五 農林水産大臣は、四の検査の結果、許可の申請に係る水産動物が輸入防疫対象疾病にかかっていると認められるときは、当該水産動物等を所有し、又は管理する者に対し、当該水産動物等の焼却等を命ずることができることとすること。

（第十三条の四関係）

六 農林水産大臣は、水産動物等を輸入しようとする者又は輸入した者その他の関係者に対し、これらの輸入に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業場等に立ち入り、水産動物等を検査させることができることとすること。

（第十三条の五関係）

第二 持続的養殖生産確保法の一部改正

一 養殖業を行う者又はこれに従事する者は、その所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、遅滞なく、当該養殖水産動植物の所在地を管

轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならないこととする。 (第七条の二第一項関係)

二 届出を受けた都道府県知事は、当該届出をした者に対し、当該養殖水産動植物について都道府県知事の行う検査を受けるべき旨を命ずることができるとすること。 (第七条の二第二項関係)

三 都道府県知事は、届出に係る養殖水産動植物がかかっている疾病が特定疾病であると認めるときその他特定疾病が発生したと認めるときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならないこととする。 (第七条の二第三項関係)

四 都道府県知事は、特定疾病のまん延を防止するため必要な限度において、次の命令をすることができることとする。 (第八条第一項第二号関係)

(一) 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、焼却又は埋却のほか、特定疾病の病原体の感染性を失わせる方法による処分を命ずること。

(二) 特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物 (都道府県知事が指定する区域内に所在するものに限る。) を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止すること。

(第八条第一項第三号関係)

五 都道府県知事は、特定疾病のまん延を防止するため必要があるときは、養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、養殖水産動植物について都道府県知事の行う検査、注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができるとすること。

(第九条の二第一項関係)

六 都道府県知事は、検査、注射、薬浴又は投薬を受けた養殖水産動植物を所有し、又は管理する者から請求があつたときは、これらの措置を行った旨の証明書を交付しなければならないこととすること。

(第九条の三関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(附則第一条

関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の 一部を改正する法律案の概要

輸入防疫制度 (水産資源保護法)

[目的]
水産資源の保護培養
→漁業の発展

[輸入許可制度]

◎対象疾病
農林水産省令で定める伝染性疾病
(輸入防疫対象疾病)

◎対象水産動物
増殖又は養殖の用に供する水産動物(水産動物の種苗) (第13条の2)



対象の拡大

輸入防疫対象疾病にかかるおそれのある水産動物

◎措置内容
輸出国の政府機関の検査証明書による農林水産大臣の輸入許可 (第13条の2)



補完措置の創設

(第13条の3～第13条の5)

- ・一定期間の農林水産省令で定める方法による管理(隔離等)
- ・農林水産大臣の行う検査を受検



- ・疾病発生時の焼却等

国内防疫制度 (持続的養殖生産確保法)

[目的]
持続的な養殖生産の確保
→養殖業の発展、水産物の供給の安定

[漁場改善計画]

- ◎対象疾病
養殖水産動植物の伝染性疾病
- ◎措置内容
 - ・漁場改善計画の認定 (第4条)
 - ・水産業協同組合法の特例 (第6条)
 - ・勧告等 (第7条)

[特定疾病のまん延防止]

◎対象疾病
我が国未発生・未定着の重大疾病として農林水産省令で定めるもの(特定疾病)

◎対象水産動植物
養殖水産動植物

- ◎措置内容
- 特定疾病発生の把握
 - ・立入検査 (第10条)
 - ・報告徴取 (第11条)



届出義務の創設(第7条の2)

- ・養殖業者等による届出を義務付け
- ・都道府県知事の行う検査を受検

- まん延防止措置 (第8条)
 - ・移動制限・禁止
 - ・焼却・埋却
 - ・消毒



まん延防止措置の拡充

(第8条、第9条の2、第9条の3)

- ・移動制限・禁止の対象の拡大
- ・焼却・埋却以外の処分方法の追加
- ・検査・注射・薬浴・投薬等

○損失補償 (第9条)

○魚類防疫員 (第13条)

水産防疫の的確な実施